

■第 55 回羽山台空家対策プロジェクト会議を開催しました！

令和 5 年 2 月 13 日（月）第 55 回羽山台空家対策プロジェクト会議を羽山台校区コミュニティセンターにて開催し、次の内容について協議しました。

【協議事項等】

○空家対策検討課題について

- ・〇〇空家周辺の空家の処理について

→関係者より月 1 回は連絡を受けています。

→相談しているありあけ不動産ネット協同組合より 2 月末までに連絡がなければ、3 月より別の案で進めることにします。

○空家所有者親族等の連絡先について

- ・7 月に亡くなられ空家となったところの親族等の連絡先について

→県住宅供給公社では民生委員は分からないとのことであり、高取校区民児協会会長へ尋ねてみます。

○国土交通省の空き家対策小委員会とりまとめの方向性

→小委員会での提言について、羽山台広報紙（6 月号）へ掲載の検討をしたが、掲載は行わないとする。

○空家対策に関する国からの追加情報

→2/1 日本経済新聞記事、空き家対策小委員会とりまとめ（2/7 時点）、相続土地国庫帰属制度（概要）の資料提供（市より）

→管理不全空家にならないために、見回り代行を羽山台広報紙へ掲載し周知徹底を検討する。

○その他

- ・草木のスイミングスクール裏（東）について、空家が増えているのではないか。意向調査はできませんか。（プロジェクト内で）

- ・空家実態調査の実施について（市より）

→前回より 3 年ほど経過している。

→R5 年度実施で検討してみます。

→民生委員での実施は難しいと考えます。（民生委員の仕事が多いため）

- ・民法改正について（市より）

→R5 年度に勉強会を行いたいと考えます。

【次回開催】

第 56 回 令和 5 年 3 月 13 日（月）10：30～ 羽山台校区コミュニティセンターにて開催

【編集後記】

会議でも話があるように、管理不全空家などへの国の対策として、法の見直しが検討され、私たち住宅を所有する側も適正な管理や活用の検討が必要となってきています。

私自身も親の家が空家となった時に慌てないですむように、今から親や家族とどのようにしていくかを話しておこうと思ったところです。

<K・K>

